

永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月15日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第2号

永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例

永平寺町行政組織条例(平成31年永平寺町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総務課」を 「総務課
防災安全課」 に改める。

第2条総務課の項中 「〔生活安全室〕
(1) 危機対策の立案及び危機への対応に関すること。
(2) 地域防災計画に関すること。
(3) 国民保護計画に関すること。
(4) 自主防災組織に関すること。
(5) 防犯及び交通安全に関すること。
(6) 防災行政無線に関すること。
(7) 空き家等の適正管理に関すること。
(8) その他防災等に関すること。」

「防災安全課 を削り、同項の次に、
(1) 危機対策の立案及び危機への対応に関すること。
(2) 地域防災計画に関すること。
(3) 国民保護計画に関すること。
(4) 自主防災組織に関すること。
(5) 防犯及び交通安全に関すること。
(6) 防災行政無線に関すること。 を加える。
(7) 空き家等の適正管理に関すること。
(8) その他防災等に関すること。」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 2 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例(平成31年永平寺町条例第1

号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務課長」を「防災安全課長」に、「総務課生活安全室長の職にある者」を「防災安全課員である者」に改める。

第7条第3項中「総務課生活安全室員である者」を「防災安全課員である者」に改める。

別表中「総務課生活安全室」を「防災安全課」に改める。

(永平寺町国民保護協議会条例の一部改正)

3 永平寺町国民保護協議会条例(平成18年永平寺町条例第162号)の一部を次のように改正する。

第8条中「永平寺町総務課」を「防災安全課」に改める。